

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例（平成18年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休所日)</p> <p>第6条 青年の家等の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>臨時に開所し、又は休所することができる。</u></p> <p>(1) <u>月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> <u>に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）</u></p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月5日までの日</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 使用者は、<u>別表第1</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に青年の家等のうち<u>別表第2左欄</u>に掲げるもの（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理に関する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 前項の指定管理者管理施設の管理に関する業務の範囲は、<u>別表第2左欄</u>に掲げる青年の家等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。この場合において、指定管理者は、<u>第6条ただし書の規定による臨時の開所又は休所の決定を行う場合には、教育委員会の承</u></p>	<p>(使用時間等)</p> <p>第6条 青年の家等の<u>使用時間及び休所日</u>は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>使用時間又は休所日を変更することができる。</u></p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第11条 使用者は、<u>別表第2</u>に定める額の使用料を納付しなければならない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第14条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に青年の家等のうち<u>別表第3左欄</u>に掲げるもの（以下「指定管理者管理施設」という。）の管理に関する業務を行わせるものとする。</p> <p>2 前項の指定管理者管理施設の管理に関する業務の範囲は、<u>別表第3左欄</u>に掲げる青年の家等の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。この場合において、指定管理者は、<u>第6条ただし書の規定による使用時間又は休所日の変更の決定を行う場合には、教育委員</u></p>

認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第18条 (略)

2 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理施設の利用料金を、別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3・4 (略)

附 則

(利用料金の事前承認)

11 教育委員会は、新たに第16条の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が別表第2右欄に掲げる業務を開始する前においても、第18条第2項の規定による承認を行うことができる。

(教育委員会による管理)

12 第16条の規定による指定（静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第42号）附則第2項の規定に基づいて行う同条の規定による指定を含む。）を行うことのできなかった場合における指定管理者管理施設の管理に関する業務（別表第2右欄に掲げる業務に係るものに限る。以下同じ。）は、同条の規定による指定が行われ、当該指定に係る指定管理者が指定管理者管理施設の管理に関する業務を行うまでの間、第14条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。

14 附則第12項の場合における第4条、第11条、附則第5項及び別表第3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

会の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

第18条 (略)

2 指定管理者は、その管理に係る指定管理者管理施設の利用料金を、別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3・4 (略)

附 則

(利用料金の事前承認)

11 教育委員会は、新たに第16条の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が別表第3右欄に掲げる業務を開始する前においても、第18条第2項の規定による承認を行うことができる。

(教育委員会による管理)

12 第16条の規定による指定（静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例（平成21年静岡県条例第42号）附則第2項の規定に基づいて行う同条の規定による指定を含む。）を行うことのできなかった場合における指定管理者管理施設の管理に関する業務（別表第3右欄に掲げる業務に係るものに限る。以下同じ。）は、同条の規定による指定が行われ、当該指定に係る指定管理者が指定管理者管理施設の管理に関する業務を行うまでの間、第14条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。

14 附則第12項の場合における第4条、第11条、附則第5項及び別表第4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

第11条	<u>別表第1</u>	<u>別表第1及び別表第3</u>	第11条	<u>別表第2</u>	<u>別表第2及び別表第4</u>
(略)			(略)		
<u>別表第3</u>	(略)		<u>別表第4</u>	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第3を削る。

別表第2中「臨時の開所又は休所」を「使用時間又は休所日の変更」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「460円」を「650円」に、「150円」を「220円」に、「780円」を「1,100円」に改め、「青年の家等を」を削り、「の半額」を「に2分の1を乗じて得た額」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第6条関係）

青年の家等の名称		使用時間		休所日
静岡県立焼津青少年の家 静岡県立観音山少年自然の家 静岡県立三ヶ日青年の家	宿泊の場合	9時から翌日の16時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日） (2) 12月28日から翌年の1月5日までの日	
	宿泊以外の場合	9時から16時まで		
静岡県立朝霧野外活動センター	本館等 キャンプ サイト	宿泊の場合	9時から翌日の16時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日） (2) 12月28日から翌年の1月5日までの日
		宿泊以外の場合	9時から16時まで	
	スケート リンク	宿泊を伴う場合	9時から20時15分まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日） (2) 4月1日から10月31日まで及び12月28日から翌年の1月5日までの日
		宿泊を伴わない場合	9時から16時まで	

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第18条、附則第14項関係）

区分		利用料金			
		静岡県立三ヶ日青年の家		静岡県立朝霧野外活動センター	
本館等	勤労青少年	1人1泊につき	1,200円	1人1泊につき	1,200円
	学生・生徒	1人1泊につき	1,200円	1人1泊につき	1,200円
	生徒・児童・幼児	1人1泊につき	300円	1人1泊につき	300円
	指導者・引率者	1人1泊につき	1,200円	1人1泊につき	1,200円
	その他の者	1人1泊につき	2,150円	1人1泊につき	2,150円
キャンプ サイト	生徒・児童・幼児			1人1泊につき	150円
	その他の者			1人1泊につき	350円
スケート リンク	勤労青少年			1人1日につき	400円
	学生・生徒			1人1日につき	400円
	生徒・児童・幼児			1人1日につき	100円
	指導者・引率者			1人1日につき	400円
	その他の者			1人1日につき	700円

備考

- 1 勤労青少年とは、勤労に従事している者で26歳未満の者をいう。
- 2 学生・生徒とは、大学及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 生徒・児童・幼児とは、中学校、小学校及び幼稚園の在学者又は在園者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 指導者・引率者とは、勤労青少年、学生・生徒及び生徒・児童・幼児の指導又は引率をする者をいう。
- 5 本館等又はキャンプサイトを日帰りで利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 スケートリンクを日帰りで利用する場合の利用料金の額は、スケートリンクの項に定める利用料金の額に、本館等の項に定める利用料金の額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第4に定める額の範囲内で行うことができる。